

2026年度福島水素充填技術研究センターの保安・運用業務の委託
要求仕様書

(一社) 水素供給利用技術協会
技術部

2026年2月25日

1. 件名

2026年度福島水素充填技術研究センターの保安・運用業務の委託

2. 概要

福島水素充填技術研究センター（以下「センター」という。）の設備を対象に、高圧ガス保安法及び関連法令等に基づき、一般社団法人水素利用技術協会（以下、「当協会」という。）はその保安・運用業務を委託する。

3. 対象設備

福島水素充填技術研究センターの概要

3.1. 設置場所

福島県双葉郡浪江町大字棚塩字大原 80 番地

3.2. 敷地面積（参考資料1）

16,663m²

3.3. 高圧ガス設備構成（参考資料2）

- ① 水素トレーラ置場
- ② 中圧圧縮機
- ③ 中圧蓄圧器
- ④ 高圧圧縮機
- ⑤ 高圧蓄圧器
- ⑥ 冷凍機
- ⑦ 高圧受電設備
- ⑧ 貯水槽
- ⑨ ディスペンサー
- ⑩ 模擬容器
- ⑪ 制御盤等
- ⑫ 試験用充填車両
- ⑬ その他設備
 - ・水素配管(各設備の配管)
 - ・保安設備(保安電力、インターロック設備、散水設備、ガス検知設備、火災検知器、消火器)
 - ・補機類(計装空気圧縮機、冷却水設備他)

3.4. 設備の所有者 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

4. 業務内容

4.1. 第一種製造事業者の許可

高圧ガス保安法第5条に基づく、第一種製造事業者としての体制構築。

4.2. 保安及び試験業務

高圧ガス保安法第27条の2に基づき保安統括者、保安技術管理者及び保安係員を選任し、期間中、センター内高圧ガス製造設備の保安業務（業務詳細は別紙1参照）及び充填試験に関わる作業を実施すること。また業務の状況について定期的に当協会へ報告すること。

4.3. 設備保守・維持管理業務

高圧ガス製造設備以外のセンター設備について、保守・維持管理業務を実施すること（業務詳細は別紙2参照）。

4.4. 警備業務

センター職員不在時に門扉・管理棟エリアでの侵入・火災の検知および制御盤警報信号を受信し、センター職員への通報・連絡、現場確認を行い当協会へ報告すること（業務詳細は別紙3参照）。

*契約期間中のセンター運用に係る電気料金、水道料金の支払いについては、本業務には含まれない。

5. 委託内容変更

委託内容に関して変更の必要性が発生した場合は、その都度、別途協議とする。

6. 委託期間

2026年4月1日から2027年3月31日

原則平日8:30~17:30で作業を行うこと。

※詳細については別途協議により決定するものとする。

7. 適用法規、関連法規

- ・高圧ガス保安法
- ・保安検査基準・定期自主検査指針（圧縮水素スタンド関係）KHK/JPEC S 0850-9(2018)、KHK/JPEC S 1850-0(2019)
- ・フロン排出抑制法
- ・消防法
- ・労働安全衛生法
- ・その他、本業務遂行に必要な法令、規格

8. グリーン調達への協力依頼

当協会は、環境調和型社会の実現のためにグリーン調達を推進していきますので、ご協力下さいますようお願いいたします。

9. 検収

当協会への業務報告書及び付属書類（表1記載の納品物）の提出をもって検収とする。

10. 支払

支払については、検収月（四半期毎）の翌月末銀行振込とする。なお、検収月は別途協議とする。

1.1. 反社会的勢力排除

- (1) 当協会は、受注者又は受注者の下請負者あるいは受注者の再委託者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者（下請負等が数次にわたるときはその全てを含む）が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに、本契約及び本契約に基づく個別契約の全部を解除することができる。
- ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ③ 反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - ⑥ 自らまたは第三者を利用して、当協会または当協会の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき
- (2) 当協会は、前項の規定により、本契約及び本契約に基づく個別契約を解除した場合には、受注者に損害が生じても当協会は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により当協会に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償するものとする。

以 上

「保安業務」

要求仕様書

保安業務の内容とは、下記を示す。

- ・ 高圧ガス保安法に基づき保安係員等に義務付けられる下記①～⑩に関する業務及び付随する管理業務（⑪～）。なお、その詳細は表 1 の通り。
- ① 高圧ガス製造施設の位置、構造及び設備が、高圧ガス保安法第 8 条第 1 号に適合するように管理すること。
- ② 高圧ガス製造の方法が、高圧ガス保安法第 8 条第 2 号に適合するように管理すること。
- ③ 定期自主検査作業の実施と外注検査作業の監督。
- ④ 監督官庁もしくは指定検査機関が行う保安検査等への立ち合いと対応。
- ⑤ 高圧ガス製造施設及び製造方法について、巡視及び点検を行うこと。
- ⑥ 高圧ガス製造に係わる保安についての作業標準、設備管理基準等の作成を行うこと。
- ⑦ 災害の発生又はその恐れが有る場合、関係先への通報を含む応急措置を実施すること。
- ⑧ 第 3 者に業務の一部を委託した場合、再委託先に保安の指導又は勧告を行うこと。
- ⑨ 保安関係規程類の立案、作成及び整備を行うこと。
- ⑩ センターの利用者、協力会社の従事者等に対し、保安教育を実施すること。
- ⑪ 上記①～⑩（表 1 の業務を含む）の他、センターの管理・運営上、必要となる業務
- ⑫ フロン排出抑制法、消防法、労働安全衛生法に基づく定期点検
- ⑬ 保安係員（含む代理）の労務上の管理、関連法規の遵守及び必要な労災保険等の加入等
- ⑭ 保安業務上、異常が生じた場合は速やかに当協会に報告すること。

別紙1表1 具体的な保安業務委託内容

| 項目 | 高圧ガス設備保安管理に関わる業務内容等 | 納品物 | 備考 |
|-----|--|--------------------|--|
| ① | ✓高圧ガス製造施設の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合していることを確認する（日常業務） | 業務日誌 | |
| ② | ✓高圧ガス製造の方法が技術上の基準に適合していることを確認する（日常業務） | | |
| ③ | ✓年1回実施する定期自主検査に立ち合い、実施を監督する | 同上 | |
| ④ | ✓年1回実施する保安検査に立ち会う。検査員への詳細説明は保安係員が対応する | 同上 | |
| ⑤ | <ul style="list-style-type: none"> ✓始業、終業、運転時の1日3回製造施設を巡視し、日常点検記録簿に日時、各圧力、温度等を記録する ✓製造・充填時は、運転記録簿に日時、各圧力、温度等を記録する ✓高圧ガスの授受に関して記録簿を作成し、記録保管する ✓修理記録簿、異常状態記録簿等を作成し、記録保管する ✓上記の記録された点検および記録簿は四半期毎に HySUT へ提出する | 点検簿・記録簿 | 設備の異常等により通常と異なる対応や仕様に含まれない業務が必要と判断される場合、HySUT からの依頼により、「7. 緊急対応業務等」とする |
| ⑥ | ✓定期自主検査基準、設備管理台帳、運転マニュアル等を作成及び整備する | 業務日誌 | |
| ⑦ | <ul style="list-style-type: none"> ✓防災処置として、災害の発生又はそのおそれがある場合には、危害予防規程に基づき、他の保安係員とも連携して応急措置及び対策を実施する ✓火災、地震、その他の災害が発生した際には、緊急連絡一覧表により伝達する ✓震度5強以上の地震が発生した場合、別命なく地震防災体制を確立する。この場合、夜間・休日等、就業時間外の時は、非常呼集対象者は出社して任務につく | 同上 | 事故・災害への対応により、仕様に含まれない業務が必要と判断される場合、HySUT からの依頼により、「7. 緊急対応業務等」とする |
| ⑧ | ✓保安教育計画に基づき、外部講習会への参加、センター利用者及び協力会社への安全確保に係る周知、防災訓練を実施する | 保安教育記録簿 | |
| ⑨ | ✓保安教育終了後、実施記録簿を作成し、記録保管する | | |
| ⑩ | ✓危害予防規程や保安教育計画、リスクアセスメント等の保安関連規定類の立案、作成および整備を行う | 業務日誌 リスクアセスメント等 | |
| その他 | ✓福島水素充填技術研究センター設備の改造、部品交換を行った場合の完成検査に立ち会う。検査員への説明は保安係員が対応する。 | 業務日誌 | |

「設備保守・維持管理業務」
要求仕様書

1. 件名

設備保守・維持管理業務の委託

2. 対象施設

福島水素充填技術研究センター（以下「センター」という。）

住所：福島県双葉郡浪江町大字棚塩字大原 80 番地

3. 業務委託内容

(1) 下記①～⑤に関する業務及び付随する管理業務（詳細は表 2、表 3 による）

- ① センター内の日常管理・清掃管理業務を行うこと。
- ② センター内建物等の設備管理業務を行うこと。
- ③ センター内の事務管理業務を行うこと。
- ④ センター内の備品管理業務を行うこと。
- ⑤ センター内の通信に関わる管理等、その他管理業務を行うこと。

※上記①～⑤（表 2、表 3 の業務を含む）の業務に必要な消耗品を用意する。

(2) 上記①～⑤（表 2、表 3 の業務を含む）の他、センターの管理・運営上、必要となる業務

(3) 管理業務従事者の労務上の管理、関連法規の遵守及び必要な保険等の加入等

(4) 当協会への報告（表 2 に示す検収物等）

5. 業務日および業務時間

業務日は、以下とする。

原則、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く平日

なお、年末年始、ゴールデンウィークについては別途指示することがある。

原則として、業務時間はセンターの業務時間に合わせる。

6. 緊急対応業務委託

「4. 業務委託内容」に含まれない業務が必要な場合は、HySUT の依頼に基づき、当該業務および関連する業務を行うこと。この場合、緊急対応業務委託費を請求できる（詳細は別途協議して定める）こととする。

別紙2表2 具体的な業務委託内容

| 項目 | 業務内容等 | 頻度 | 検収方法 |
|------------|---|------------------------|-------------------|
| ①日常管理・清掃管理 | ✓管理棟の日常点検・清掃（風除室、事務室、給湯室、トイレ、機械室、外構など） | 1回/週 | 点検シート *表3の仕様参照 |
| | ✓構内の日常点検・清掃（敷地面、給排水、屋外照明、消火器、水道・電気メーター、門扉・フェンス、実験関係者控所、喫煙所） | | |
| | ✓構外の日常点検・清掃（側溝、外周道路） | | |
| | ✓空調設備清掃（フィルタ清掃） | 4回/年 | |
| | ✓定期清掃（床面洗浄・ワックス剥離・塗布、カーペット洗浄、窓ガラス清掃、吸排気口、照明器具洗浄など） | 2回/年 | |
| ②建物等の設備管理 | ✓受電盤設備 | ✓保安点検（電気事業法） | 4回/年 |
| | | ✓法定点検（消防法） | 1回/年 |
| | ✓消防設備・防火対象物（消火器、避難誘導灯） | ✓法定点検（消防法） | 2回/年 |
| | | ✓法定点検記録の提出（所轄消防） | 1回/3年 |
| | ✓浄化槽 | ✓保守点検（浄化槽法） | 3回/年 |
| | | ✓汚泥引き抜き（浄化槽法・9条） | 1回/年 |
| | | ✓法定検査（浄化槽法・11条） | 1回/年 |
| | ✓空調設備 | ✓フロン簡易点検（フロン排出抑制法） | 4回/年 |
| | ✓空気圧縮機 | ✓定期自主点検（労安法） | 1回/年 |
| | | ✓設備修理・工事依頼（HySUT 担当者へ） | 発生時 |
| ③事務管理 | ✓電話、来客、受付対応 | 発生時 | 作業日報 |
| | ✓配送物出荷・荷受 | | |
| | ✓書類等の管理 | | |
| | ✓請求書等の出金に関する転送処理（HySUT 担当者へ） | | |
| | ✓廃棄物管理 | 産業廃棄物処理（不燃物） | |
| | 一般廃棄物（可燃/不燃） | 2回/週 | 作業日報 |
| ④備品管理 | ✓備品の破損を管理すること ✓地震や台風等の影響で転倒の恐れのあるものについては、転倒防止処置を施すこと | 2回/年 | 点検シート |
| ⑤その他管理 | ✓通信（電話・インターネット回線）に関わる管理 ✓警備用警報システム運用管理 ✓緊急対応業務（地震および火災時の初動対応） | 発生時 | 作業日報 |

別紙2表3 点検・清掃作業の仕様

| 項目 | 作業項目 | | 頻度 | 実施確認項目 | | | |
|-------------|---------------|--------------------|--------------------------|---------------------|-----------------------|--------------|-----------------------------|
| 清掃/点検 | 日 | 管 | 1回/週 | 床面(コンクリート) | 箒掃き取り又は掃除機掛け | | |
| | | | | マット(カーペット製) | 掃除機掛け | | |
| | | | | 床面(カーペットタイル) | 掃除機掛け | | |
| | | | | 什器天板(個人机除く) | クロス拭き | | |
| | | | | ゴミ箱 | ゴミ回収 | | |
| | | | | シュレター | ゴミ回収 | | |
| | | 理 | | 床面(長尺塩ビシート) | 掃除機掛け及びモップ拭き | | |
| | | | | 給湯室 | ゴミ回収 | | |
| | | | | 什器天板 | クロス拭き(流し台/冷蔵庫/電子レンジ等) | | |
| | | | | 流し台シンク | スポンジ/ブラシ洗浄 | | |
| | | | | ゴミ箱(分別式) | ゴミ回収/袋交換/ゴミ集積ボックスへ収納 | | |
| | | | | 床面(長尺塩ビシート) | 掃除機掛け及びモップ拭き | | |
| | | 棟 | | 床面(長尺塩ビシート) | 掃除機掛け及びモップ拭き | | |
| | | | | 便器内 | ブラッシング洗浄 | | |
| | | | | 便器外側及び便座/蓋 | クロス拭き | | |
| | | | | 壁掛け手洗い器 | 洗浄/クロス拭き | | |
| | | | | ペーパーホルダー | トイレットペーパー補充 | | |
| | | | | 床面(コンクリート) | 掃除機又は箒掛け、必要によりモップ拭き | | |
| | 常 | 構内 | マット(カーペット製) | 掃除機掛け | | | |
| | | | 風除室前マット(ゴム製) | マットを移動して泥/砂掃き取り | | | |
| | | | 機械室前マット(ゴム製) | マットを移動して泥/砂掃き取り | | | |
| | | | 管理棟野外廻り | 掃き取り又はゴミ拾い 緑地管理 | | | |
| | | | 床面(塗装合板) | 掃除機掛け及びモップ拭き | | | |
| | | | ゴミ箱 | ゴミ回収 | | | |
| | | 構外 | 健全性(目視/異音/異臭) 確認、喫煙所吸殻回収 | | | | |
| | | | 健全性(目視/異音/異臭) 確認 | | | | |
| | | | 定期 | 管理棟及び実験関係者控所(2棟) | 2回/年 | 床面(カーペットタイル) | タイルカーペット洗浄 |
| | | | | | | 床面(長尺塩ビシート) | 床材洗浄、ワックス剥離/塗布 |
| | | | | | | 床面(長尺塩ビシート) | 床材洗浄、ワックス剥離/塗布 |
| | | | | | | 床面(コンクリート) | 床材洗浄、ワックス(コンクリートシーラー) 剥離/塗布 |
| 窓・風除室(内/外側) | 洗浄・スクイージー拭き取り | | | | | | |
| 照明器具 | クロス拭き | | | | | | |
| 4回/年 | 吸気/排気口 | クロス拭き及びフィルター清掃又は交換 | | | | | |
| | 空調設備点検 | 点検/簡易清掃 | | | | | |
| 構内出入口 | | 4回/年 | 門扉/町道アプローチ路 | 門扉可動域及び町道アプローチ路掃き取り | | | |

「警備業務」
要求仕様書

1. 件名

警備業務の委託

2. 業務委託期間

2026年4月1日～2027年3月31日

3. 対象施設

福島水素充填技術研究センター（以下「センター」という。）

住所：福島県双葉郡浪江町大字棚塩字大原 80 番地

4. 警備エリア

(1) 門扉エリア

(2) 管理棟エリア

5. 業務委託内容

(1) 警備 開始／解除 信号送信機の設置

門扉エリア：カードリーダー 1 箇所

管理棟エリア：カードリーダー 1 箇所

送信機器 1 式

(2) 侵入および火災検知器の感知

門扉エリア：開閉センサー 1 箇所

管理棟エリア：開閉センサー 2 箇所

煙センサー 3 箇所

熱センサー 1 箇所

人感センサー 1 箇所

異常用パトライト 1 箇所

(3) 管理棟中央制御盤警報信号（火災・地震・ガス漏洩・重故障）の受信

(4) 異常覚知時におけるセンター職員への通報・連絡、現場確認および当協会への報告

(5) センターに隣接する福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）異常発生時のセンター周囲への影響確認、異常を発見した場合はセンター職員への通報・連絡および当協会への報告

6. 警備業務時間

警備業務は、業務委託期間中の平日夜間および休日とする。

平日夜間の扱いは、センターの業務時間以外とする。

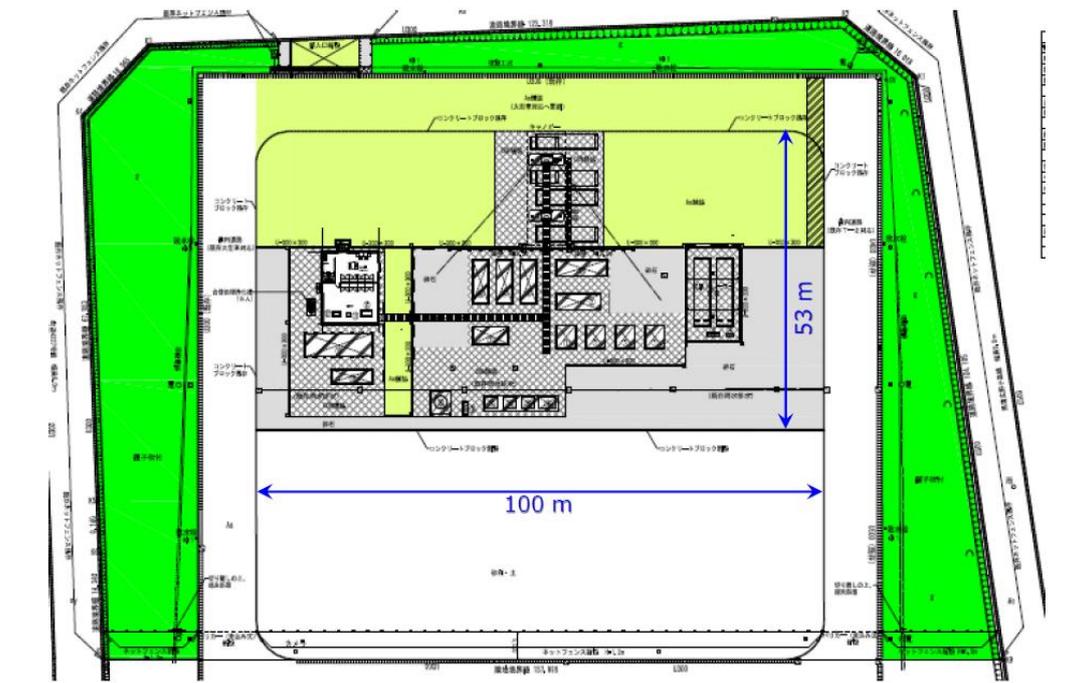
但し、実際の勤務時間は若干前後する可能性があるため、警備開始がセットされてから解除されるまでとする。

センターにおける業務日を以下に示す。

原則、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く平日

なお、年末年始、ゴールデンウィークについては別途指示することがある。

参考資料 1



福島水素充填技術研究センター（平面図）

参考資料 2

